

補装具費の支給（購入・借受け・修理） 身

身体障害者手帳を持っている人や難病患者等の身体機能を補い、日常生活の向上を図るために、障がいに適した補装具の購入、借受け又は修理に要した費用（一部又は全部）を支給する制度です。ただし、介護保険制度、労働災害補償制度、治療用・訓練用等の医療保険制度等の適用対象になる人は、それらの制度が優先されます。

※申請する前に、補装具を購入、借受け又は修理した場合は対象になりません。事前に窓口へご相談ください。

●費用

市民税課税状況	利用者負担額
市民税課税世帯	補装具費の1割負担（負担上限月額 37,200 円）
市民税非課税世帯、生活保護受給世帯	補装具費内の負担なし

※補装具費は、定められた基準額（国一律）以内で算出します。

※世帯の範囲は、本人が18歳以上の場合は本人及び配偶者、本人が18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上の世帯となります。

※世帯の中に当該年度（4月～6月は前年度）の市民税所得割額が46万円以上の人がいるときは、この制度による補装具費の支給は受けられません。

●手続きに必要なもの

- ・身体障害者手帳（難病患者等の人は、特定疾患医療受給者証等）
- ・見積書
- ・マイナンバーカード、又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

※医師の意見書・処方せんが必要になる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

●対象と補装具の種類

対象	補装具の種類	意見書の要否		
		新規	再交付	修理
視覚障害	視覚障害者安全つえ（普通用・携帯用・身体支持併用）	×		
	眼鏡（矯正・遮光・弱視眼鏡・コンタクト） ※眼鏡の度数変更にも、意見書が必要です。 義眼（普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼）	○	△	×
	補聴器 ※耳あな型には、身体状況、就労状況の条件があります。	○	△	×
肢体不自由	歩行補助つえ（一本つえ以外）	×		
	座位保持装置、装具（上肢・下肢・体幹） 殻構造義肢、車椅子、歩行器	○	△	△
	電動車椅子、骨格構造義肢	○	○	△
児童補装具	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	○	△	×
重度の上下肢と音声・言語機能障害の両方の人	重度障害者用意思伝達装置	○		

※原則として、1種類につき1個までの支給となります。